

# 避難確保計画作成の手引き

## (医療施設)

令和3年9月

仙台市危機管理局

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき作成する避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものです。

各要配慮者利用施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「避難確保計画」の項目を追加することで、これの代わりとしても構いません。

避難確保計画の作成にあたっては、仙台防災ハザードマップ等で災害に関する情報を確認するとともに、ご不明な点については仙台市に確認してください。

—目次—

1. 計画の構成	1
2. 計画の目的	3
3. 計画の適用範囲	3
4. 防災体制	6
5. 情報収集及び伝達	12
6. 避難誘導	14
7. 避難の確保を図るための施設の整備	17
8. 防災教育及び訓練の実施	17
9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	19

## 1. 計画の構成

### 《記載例》

#### <目次>

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施
8. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る)

#### 《解説及び留意事項》

- 前提となる洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、本市ホームページで公開の他、各区役所等で配布している「仙台防災ハザードマップ」等を参照してください。
- 避難確保計画に記載すべき事項は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）及び土砂災害防止法第8条の2に定められています。

#### 《水防法施行規則》

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

#### 第十六条

法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### 《土砂災害防止法》

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3、4 略

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

➤ 自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

- 対象災害が洪水の場合には、要配慮者利用施設に自衛水防組織設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。
- 対象災害が土砂災害の場合には、自衛水防組織設置の努力義務規定はありません。

## 2. 計画の目的

### 《記載例》

- この計画は、本施設における利用者の洪水時・土砂災害発生時または土砂災害のおそれがある場合の、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

※関連法：水防法

土砂災害防止法

- また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水や土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

- 計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を仙台市長へ報告する。

■

### 《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要するため、災害が発生した場合に深刻な被害が生じるおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられています。

## 3. 計画の適用範囲

### 《記載例》

#### 【施設の状況】

構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	階数	3階建て	使用階	2階
利用者	昼	〇〇名	夜間	〇〇名	〇〇名
施設職員		〇〇名		〇〇名	〇〇名
				休日	

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者（入院者・通院者・その他来院者）や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

【対象となる災害種別】

	対象河川名	浸水深の想定	早期の立ち退き避難が必要な区域か
洪水	〇〇川	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input checked="" type="checkbox"/> 0.5～3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	〇〇川	<input checked="" type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5～3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5～3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5～3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5～3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
土砂災害	がけ崩れ （急傾斜地の崩壊）	<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
	土石流	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
	地すべり	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域

《解説及び留意事項》

- 洪水浸水想定区域の指定は河川管理者から、また土砂災害警戒区域の指定は都道府県知事から公表されます。
- 早期の立ち退き避難が必要な区域とは、一般的な木造住宅を押し流すほどの氾濫流や河岸浸食が発生する恐れのある区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）と浸水深3m以上の区域のことで、す。
- 土砂災害警戒区域（イエローゾーンともいう。）とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域のことで、す。

- 《土砂災害特別警戒区域（レッドゾーンともいう。）とは、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域のことです。
- 対象となる災害種別に関する情報の入手は、以下のハザードマップ等にて確認することができます。
  - 「仙台防災ハザードマップ」（紙媒体として各区役所等でも配布しております。）
  - 「せんだいくらしのマップ」（インターネット上で閲覧できる地理情報システムです。）
  - 上記のハザードマップについては本市ホームページでご確認いただけます。  
(<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/saigaitaisaku/hazardmap/map.html>)
- 大型台風の襲来が予想され公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風、大雨、洪水警報等の気象情報が発表された場合、通所・通院部門を事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間、利用者の特性に応じて記載してください。
- 仙台市東部・西部の区分は以下のようになります。
  - 東部仙台：仙台市東部（青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く））
  - 西部仙台：仙台市西部（宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区）

## 4. 防災体制

## 《洪水が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル2】洪水注意報の発表 ・ 対象河川の氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 入院（所）者家族への事前連絡	
		・ 外来診療中止の掲示	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
・ 使用する資機材の準備			
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置 （その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。



## 《解説及び留意事項》

- 洪水時の体制確立基準、体制区分ごとの活動内容、活動を実施する要員を検討・記載します。

## ○ 活動内容

- ▶ 洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。
- ▶ その際、施設利用者等の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で行うことが望ましいといえます。

## ○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
- ▶ ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。
- ▶ 早期の立退き避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域及び浸水深3m以上の区域）に位置する要配慮者利用施設については、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された段階で、要配慮者だけでなく従業員等も避難する必要があります。

## ○ 体制確立の基準

- ▶ 避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

## ○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討します。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

## 《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

[http://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/known/ki\\_jun/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/index.html)

- 水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

<http://www.river.go.jp/>

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報 【警戒レベル2】	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報 (警戒レベル3相当情報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていません。

※以下の区分により発表されます。

- 東部仙台：仙台市東部(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))が該当
- 西部仙台：仙台市西部(宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区)が該当

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	仙台市・住民・要援護者に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位(水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	[洪水予報] 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位(市町村長の避難情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達が見込まれる場合。あるいは避難判断水位(市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	【仙台市】 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令を検討 【住民・要援護者】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	[洪水予報] 〇〇川の水位が氾濫危険水位(市町村長の避難指示の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位)に到達 [水位到達情報] 〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合	【仙台市】 【警戒レベル4】避難指示の発令を検討 【住民・要援護者】 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※洪水予報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表されます。

【水位観測所】

名取川は名取橋、広瀬川は広瀬橋、七北田川は市名坂

【区間】

- ・名取川 左岸 仙台市太白区山田船渡前3番1地先から海まで  
右岸 名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先から海まで
- ・広瀬川 左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで  
右岸 仙台市太白区长町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで
- ・七北田川 左岸 仙台市泉区七北田赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで  
右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで

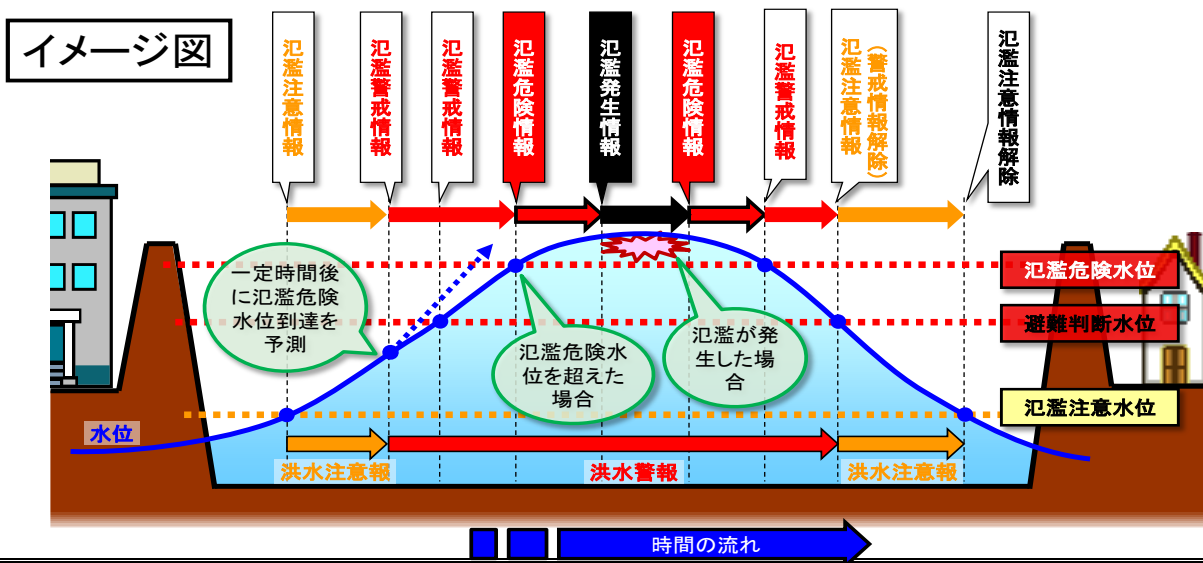
※水位到達情報はあらかじめ決められた水位観測所の水位に基づき以下の区間に発表されます。

【水位観測所】

・広瀬川は広瀬橋、旧笹川は北目橋、笹川は杉の下橋、七北田川は小角、梅田川は苦竹、砂押川は八幡橋

【区間】

- ・広瀬川 左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで
- ・旧笹川 左右岸 笹川からの分岐点から名取川合流点まで
- ・笹川 左岸 仙台市太白区西多賀唐松橋上流から名取川合流点まで  
右岸 仙台市太白区富田唐松橋上流から名取川合流点まで
- ・七北田川 左右岸 馬橋から赤生津大橋まで
- ・梅田川 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで
- ・砂押川 左右岸 多賀城市市川橋から海まで



## 4. 防災体制

## 《土砂災害が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	【警戒レベル2】大雨注意報の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 入院（所）者家族への事前連絡	
		・ 外来診療中止の掲示	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
非常体制	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令 ・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）の発表	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置 （その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

## ■ 地すべり災害について

地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象であり、技術的に予測が困難であることから、都道府県と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」の対象となっていない。また、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）では、地すべり災害は、危険性が確認された場合、国や都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行いその調査結果等を踏まえ、市町村が避難情報を発令することとされている。

## 《解説及び留意事項》

- 土砂災害のおそれがある場合の体制確立基準、体制区分ごとの活動内容、活動を実施する要員を検討・記載します。

## ○ 活動内容

- ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの土砂災害のおそれがある場合における主な活動内容及びその順序について検討します。
- ▶ その際、施設利用者等の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、土砂災害発生前に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所を実施することが望ましいといえます。

## ○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。
- ▶ ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

## ○ 体制確立の基準

- ▶ 避難情報が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立してください。

## ○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討します。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

## 《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

[http://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/known/ki\\_jun/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/index.html)

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報 (警戒レベル2)	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(警戒レベル3相当情報)	大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される
土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）	大雨特別警報または大雨警報発表中に、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき
大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される

※以下の区分により発表されます。

- 東部仙台：仙台市東部（青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く））が該当
- 西部仙台：仙台市西部（宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区）が該当

## 5. 情報収集及び伝達

### (1) 情報収集

《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	仙台市からのファックス、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	仙台市からのファックス、テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災 Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局 Twitter 等

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 水防法第15条第1項第4号ロに基づき仙台市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項第に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川においては水位到達情報が提供されます。
- また、同条第15条の3第1項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を仙台市に報告）に対しても、

同条第2項第に基づき仙台市から洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川においては水位到達情報が提供されます。

- 土砂災害防止法第8条第4項に基づき仙台市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、仙台市から当該施設の所有者又は管理者に対して、避難情報等が提供されます。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等を施設内から確認し、その場にとどまることが危険と判断した場合は、仙台市からの情報を待つことなく避難を開始する。

#### 《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認してください。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなども注意してください。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

## (2) 情報伝達

### 《記載例》

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、仙台市医師会や〇〇病院（連携する医療施設）に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 入院（所）者を避難させる可能性がある場合には、「入院者家族緊急連絡網」に基づき、入院者の家族に対し、「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。避難の完了後は、入院者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

### 《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望まし



いといえます。

- 外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を検討してください。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討してください。

## 6. 避難誘導

### (1) 避難場所

#### 《解説及び留意事項》

- 避難場所の選定については原則として、浸水が想定されない場所（洪水浸水想定区域外）や土砂災害が及ばないと想定される場所（土砂災害警戒区域外）にある指定避難所への移動を検討してください。
- 大雨時に初動で開設しない指定避難所があるため、事前に「仙台防災ハザードマップ」や仙台市ホームページ等で確認してください。
- 洪水浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の指定避難所に避難することが困難である場合には、早期の立退き避難が必要な区域外または土砂災害特別警戒区域外の、指定避難所や頑丈な建物2階以上を利用してください。なお、指定避難所については、体育館ではなく校舎の2階以上を利用します。
- 移動が困難な要配慮者は、移動そのものに伴うリスクが高いことから、指定避難所等への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、近隣のコンクリート造などの堅牢な建物の高層階への避難や、屋内安全確保（※）が取れるよう、緊急の度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保しておくことが重要です。
- 指定避難所以外の建物を避難場所とする場合には、建物の所有者等と使用の可否等について事前に協議をしてください。
- 屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や土砂災害が発生した場合の孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要です。



※屋内安全確保：ハザードマップ等で自宅・施設等の浸水想定等を確認の上、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に安全を確保する行動です。居住者等が自ら判断する必要があります。避難情報の「【警戒レベル5】緊急安全確保」とは異なるので注意が必要です。

※緊急安全確保：災害がすでに発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動です。少しでも浸水しにくい高い場所や、崖から離れた部屋、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する行動等が例として挙げられます。ただし、必ずしも身の安全を確保できるとは限りません。

## (2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりとする。

### 《解説及び留意事項》

- ハザードマップには、避難経路となる道路の他、内水による浸水想定深や土砂災害の危険箇所も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。
- 上層階への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意します。
- 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定します。
- 仙台市のハザードマップを基に、地域ごとに地域版ハザードマップを作成する取組を行っている地域団体等もあるため参照することが望ましいといえます。

## (3) 避難誘導方法

## 《記載例》

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	避難場所	移動距離	移動手段	避難に要する時間
優先順位 1	〇〇小学校	300m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 他	_____分
優先順位 2	(株) 〇〇〇〇 2階〇〇室	400m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 他	_____分
優先順位 3	〇〇〇〇 (系列施設)	3,000m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 3台 他	_____分

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

## 《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 車での避難は、浸水や土砂災害で動けなくなる危険性や、川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断してください。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート

誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をします。

- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者（感染症の患者等）に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

### 《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

### 《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄します。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や、予備電源等の施設又は資器材について検討し記載します。

## 8. 防災教育及び訓練の実施

### 《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、仙台市危機管理局まで報告する。

## 《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことを推奨します。
- 訓練を実施した際は「訓練実施（計画）報告書」を使用し、仙台市危機管理局減災推進課までご報告願います。
- 研修や訓練には、ハザードマップ等の他、国土交通省や仙台市等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。（ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時の避難に関する研修を別途実施してください。）
- 自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができます。

## 9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

### 《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

### 《解説及び留意事項》

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- 自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

### 別添1 自衛水防組織活動要領(案)

#### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

#### （自衛水防組織の運用）

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等の

みによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

- 3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

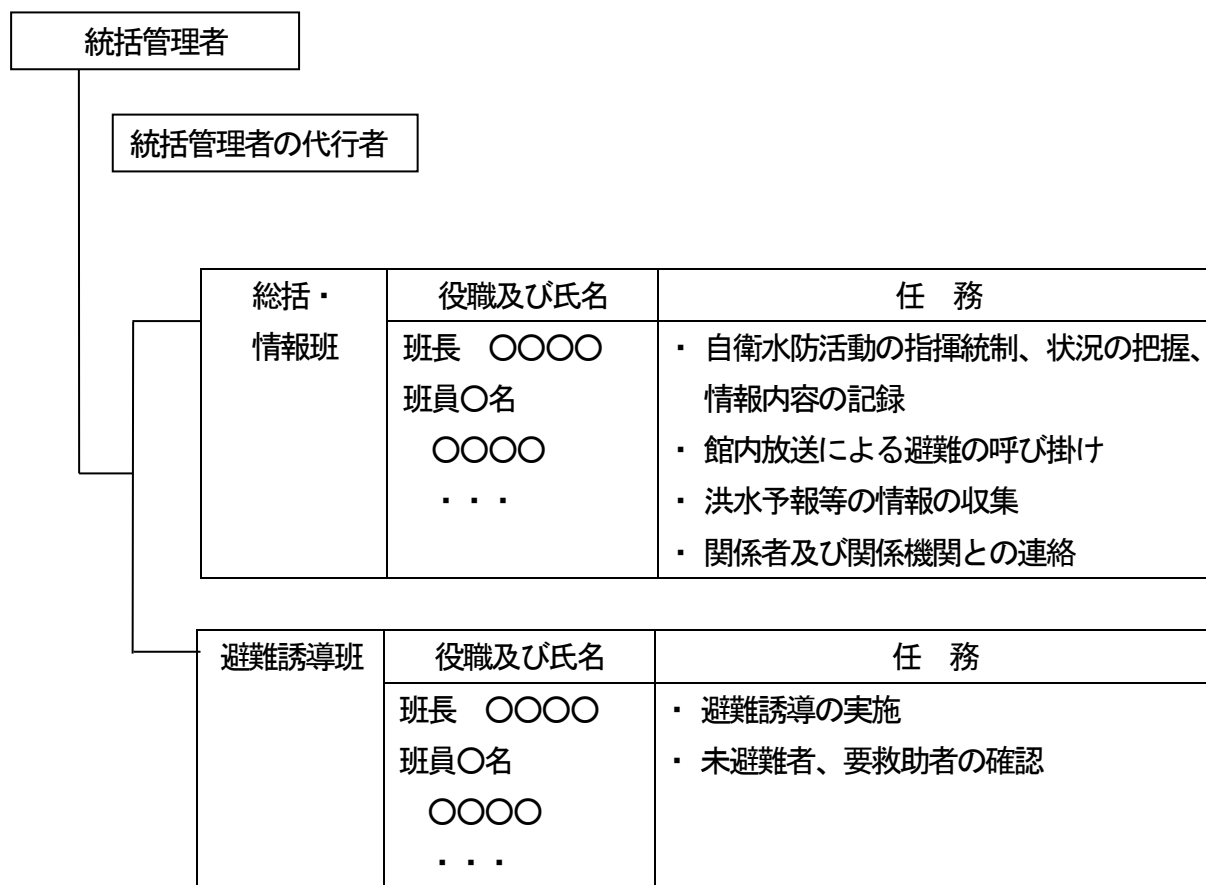
第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料